

# 高所得世帯の児童手当減額

## 政府検討 年収判定基準 夫婦の合計に

政府が、共働きで高所得の世帯に対する児童手当を減額する方向で検討に入ったことが十三日分かった。

複数の政府関係者が明らかにした。高所得の場合は通常より少ない月額五千円の特例給付を受け取るが、年収を判定する基準を「世帯主から「夫婦の合計」に変更し、所得制限の対象世帯を広げる方針。高所得と判定されて手当が減る共働き世帯が増加する見通しだ。子ども六十万人分の支給に影響が出る。 〓 関連〓 面

より高所得の世帯に対しては、特例給付の縮小や廃止を検討する。一方、少子化対策として第三子以降の手当増額を視野に入れる。一連の見直しで約五百億円の財源を捻出。待機児童解消に向け、二〇二二年度から四年間で十四万人分の保

育施設を整備する新計画の費用に充てる。政府は来年の通常国会で関連法案の提出を目指す。

ただ与党内から「子育て世代を苦しめる見直しだ」などと異論も出ている。保育の新計画の財源について、政府は児童手当見直しに加え、企業に新たに約千億円の拠出金を求める方針。与党や経済界との調整は曲折が予想される。児童手当は中学生までが対象で三歳未満や第三子以

降は一万五千円、ほかは一万円。会社員の夫と専業主婦、子ども二人の家庭では、夫の年収が九百六十万円以上だと所得制限の対象となり、特例給付として子ども一人五千円に減額される。

共働き世帯が増加する中、政府は、所得制限の判定対象を夫婦の合計収入とし、家計の実態を反映させることを検討している。夫婦が共働きで、年収がいくらでも五百万円の場合、現行では子ども一人当たり一万か一万五千円だが、見直し後は五千円に減る。

さらに夫婦の合計収入が一定額以上の場合、五千円の特例給付の縮小や廃止も

児童手当の仕組み		政府の検討案
現行		
3歳未満	月額 1万5000円	特例給付の対象かどうかを「夫婦の年収の合計」に変更  より年収の高い世帯は特例給付の縮小や廃止  第三子以降の手当1万5000円を上積みも
3歳～小学生	月額 1万円 (第3子以降は) 1万5000円	
中学生	月額 1万円	
高所得の場合は5000円の特例給付※		

※「世帯主の年収」で判定。夫婦いずれかが働き、子どもが2人の世帯の場合、960万円以上が対象